

前回の主なご意見

①子どもの意見表明権の保障

(1) 措置・一時保護等の決定の場面やその後の生活場面における意見表明

論点

- 里親委託や施設入所措置の決定、一時保護の決定及びこれらの解除・変更などの重要な決定の場面で、意見表明を適切に支援するためには、どのような仕組みが必要か。（法制度上での対応、子ども意見表明支援員（アドボケイト）の役割、表明された意見の取り扱い方法 など）
- 措置中や一時保護中の生活の場面で、意見表明を適切に支援するためには、どのような仕組みが必要か。（子ども意見表明支援員（アドボケイト）の役割、表明された意見の取り扱い方法 など）
- 子ども意見表明支援員（アドボケイト）に求められる資質や要件はどのようなものか。（専門性の中身や程度、職種、行政機関からの独立性 など）
- 上記を踏まえ、子ども意見表明支援員（アドボケイト）を普及していくためにどのような対応が考えられるか。

主なご意見

①意見表明の機会の確保について

行政機関による意見聴取に関する意見

- まずは児相や一時保護所といった行政機関が意見を聴取し、適切に考慮しなければならないのであって、アドボケイトはこの役割を代替するものではない。行政の職員が日頃から子どもの声を聴く体制・仕組みをつくっていくことが必要。
- 措置、一時保護の決定や解除など行政機関が処分を行う場合には、必ず子どもの意見を聴かななければならないことが法律に位置付けられ、義務的にその機会が確保される必要がある。そうした場面は、施設や里親のもとでの生活上の意見表明とは分けて考えるべき。
- 措置決定時に意見聴取をして終わりではなく、それ以降、延長の決定の際も意見聴取すべき。
- 決定の事後ではなく、事前に子どもが意見を言える仕組みが必要。
- ケース会議等に子どもが参加することを制度として位置づけるべき。
- 措置や一時保護を決定する際は、子どもの意見欄を設けた書面を用意し、児相職員と子どもが面談する場面で出てきた意見を記述しておくことが重要。
- 意思決定の責任を意見表明した子どもに転嫁することがないよう、「意見を聴くこと」と「子どもの最善の利益を考慮して決定すること」の違いをきちんと提示する事が必要。
- 児相や一時保護所の職員が意見表明権のことを知らない実情があり、研修等で学ぶ機会をつくっていくことが必要。

意見表明支援の活用に関する意見

- 行政処分がなされる場面での意見表明を仕組みとして構築するうえでは、アドボケイトの役割と意見表明の仕組みを制度の中に位置付けることが必要。
- 子どもに処遇方針を伝える際に、意見表明支援員の活用ができる旨をはっきり伝え、その後に場面を設けることが重要。
- 意見表明は子どもが求めるタイミングに合わせる事が重要。施設や里親のもとで暮らしている場合には意見表明支援員が定期的に訪問する中でタイミングを計れるが、一時保護所では1日で解除される短期の子どもから長期にわたる子どもまで様々あり、タイミングが難しいため、どのようにアドボケイトが付くのか検討が必要。

その他

- 子どもが表明した意見の記録・保管の仕方や、守秘のあり方についても検討が必要。

主なご意見

②意見表明支援の仕組みについて

アドボケイトの位置付けに関する意見

- アドボケイトの法制化が必要。
- アドボケイトは行政機関からの独立性が必要。
- 独立性といっても幅があり、全てが完全に公から独立している団体は少ない。どの程度の独立性を念頭に置くべきか検討が必要。
- アドボケイトの権限、担うべき役割の範囲についての検討が必要。
- アドボケイトが行政と調整するための地位の担保、適切な配置方法の検討が必要。
- 養成・活動費用など、アドボケイトに係る費用は公費で負担する仕組みを作る必要がある。家事事件手続法における子どもの代理人制度では親が費用を負担するが、負担が困難なケースにおいては、熱意ある代理人が低廉な費用で引き受けることになってしまっている。
- 一時保護に関しては司法関与が検討されており、将来的には、司法手続の場面で弁護士が子どもの代理人として権利擁護を図ることも考えられる。

アドボケイトの養成に関する意見

- アドボケイトは子どもと関わった経験のある人なら誰でもよいということではなく、必要な資質等を基準やガイドラインで示すべき。
- 弁護士や社会福祉士等の有資格者であっても、「聴く」ことの専門家ではないため、アドボケイトのマニュアル作成や養成研修の制度化が必要。
- 養成のあり方としては、例えば、アドボカシーの基礎的な知識・技術や具体的な実践を学んだうえで、修了認定を受けた者がアドボケイトとして活動する、などが考えられる。
- 独立性・中立性は個人の資質に委ねるとブレが生じるため、養成課程でしっかりと教えることが必要。
- 既に過年度の調査研究でアドボケイトの養成カリキュラムについての一定の案が示されているので、それを参考に検討すべき。
- 子どもの特性や地域性・土地柄は様々であるため、養成カリキュラムにも柔軟性が必要。
- 養成研修を各地域で開催するためには、それを担う専門人材（トレーナー）も養成することが必要。
- アドボケイトに派遣要請があった際に速やかに対応できるように、登録等の仕組みも検討が必要。
- 乳幼児や障害児など、言葉によって意思を表現しない子どもたちのアドボカシーの技術も開発されており、日本も導入を進めるべき。

その他

- 自治体によって規模の大小もある中で、全国的に取り組を進めていくには時間を要する。社会的養育推進計画に踏み込んだ行動計画を書き込むことや、関係者の意識啓発も同時に行っていくことが必要。
- 意見表明支援の仕組みを子どもにとって使いやすいものにするためには、制度設計や担い手の養成に当事者が参画することが重要。例えば東京で開催されている養成研修では、当事者による講座や当事者が入ったグループワークを行っている。

(2) 政策決定プロセスへの当事者参画

論点

- 社会的養育推進計画への当事者の意見の反映を実効あるものとするため、どのような参画の仕方を推進していくか。
- 聴取した意見の反映や、意見表明者への結果のフィードバックに関して、こういった対応が考えられるか。
- 社会的養育推進計画のほか、政策決定プロセスへの当事者参画としてどのような場面が考えられるか。
- 当事者団体などの組織的な活動の活性化、インタビューやアンケート調査による声の集約など、社会的養護経験者も含む当事者の声を届けやすくしていくために、こういった対応が考えられるか。

主なご意見

社会的養育推進計画に関する意見

- 社会的養育推進計画の策定への当事者参画が進んでいない自治体があるならば、要因を明らかにしていくことが必要。
- 各地域で政策決定プロセスに参画している当事者同士が交流し、情報共有しながら、より良い参画を検討できる機会があると良い。

様々な参画場面に関する意見

- 社会的養育推進計画への参画はあくまで最初に着手することであり、様々な参画場面を広げることが必要。自治体の子どもに関する計画や制度の創設・見直しの際に当事者・経験者の声が聴かれるべき。
- 例えば児童福祉審議会の中に当事者の意見を集約するための部会を作ること、その委員として当事者を任命することも考えられる。
- 何かの計画をつくる際に当事者として会議に呼ばれて意見を聴かれることは必要だが、そもそもこういうことをもっと議論してほしいという問題提起を当事者・子どもの方からできることも重要。
- 一時保護所内での決まりごとなど、日常的な場面でのルールづくりにも子ども自身が関わり、声を反映させるべき。

当事者活動に関する意見

- ユースアドボカシー団体の組織化・安定化を図るためには、財政的な支援、活動プログラムの安定性、活動を支える理念の整理などが欠かせない。
- 当事者団体は増えてきてはいるが、個々人の努力で成り立っており、後ろ盾はほとんどない。声を上げていくことの負担感に対する配慮の視点がなければ、継続的な当事者参画は難しい。
- 当事者の活動や声は様々なところにバラバラに散らばっているのが現状。国でも全国ネットワーク形成事業を行っているが、バラバラの活動を有機的に結びつける基盤があるとよい。
- 措置解除後の実態把握調査でアンケートに回答することもシステムへの参画の一つ。そういった調査を実施し、結果を自治体や国の政策に反映させていくことも必要。

その他

- 権利救済の個別ケースが累積していったらそれを制度の改善につなげるといったシステムアドボカシーの循環を作り出すことが重要。
- 社会的養護を巣立った経験者だけでなく、インケアの当事者の意見を聴くことが必要。また、インケアでも年齢の高い子どもたちは意見を聴かれやすいが、年齢の低い子どもの声も拾い上げることが必要。
- 将来的には社会的養護の当事者に限らず、在宅で暮らす子ども、医療機関にいる子どもなど、参画の射程をいかに広げていくかについても検討が必要。